

番号：140407

国名：ベトナム

担当：産業開発・公共政策部法・司法課

案件名：法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年7月上旬から2014年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.47M/M、合計 1.22M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	9点
②当該業務実施上のバックアップ体制	1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

我が国はベトナムにおいて、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を行ってきた（「ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1」（1996～1999年）、フェーズ2（2000～2003年）、フェーズ3（2003年～2007年））。プロジェクトにおいて起草支援した改正民法は2005年6月に国会にて可決・成立され、同じく支援を行った民事訴訟法は2004年11月に国会にて可決・成立された他、法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を着実に挙げている。ただし、整備された法令を実務として遂行する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、2007年4月から2011年3月にかけて、司法省（MOJ）・最高人民裁判所（SPC）・最高人民検察院（SPP）を主なカウンターパートとした「法・司法制度改革支援プロジェクト」（以後、「フェーズ1」）を実施した。

フェーズ1では、パイロット地区であるバクニン省などにおいて、地方の法曹及び司法関係職員が直面する実務的な問題点の把握、分析、解決方法の検討を行い、その経験や教訓を蓄積した上、その知見を中央機関において集約し、他の地区の法曹及び司法関係職員の実務能力向上のための指導・支援体制の確立に活用するとともに、地方の実務上の問題を踏まえながら民事関連法令や訴訟法等の起草・改正への支援を行い、法曹養成機関におけるカリキュラムやテキストの改善への支援を行うなどの活動を実施してきた。

フェーズ1の成果として、地方の現状や課題を抽出し対処するノウハウが中央司法関連機関に蓄積されたが、中央司法関連機関がそのノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善策の検討を行い、その一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着させることを目指し、2011年4月より「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」を実施している（同プロジェクトは2015年3月まで実施予定である）。

2013年4月に実施した中間レビューにおいては、既に成果やプロジェクト目標に対応する一部の指標が充たされつつあり、プロジェクト終了までにプロジェクト目標の達成が見込まれるとの評価がなされた一方で、財政面からの自立発展性に関し、カウンターパート機関が一部負担してきている地方サーベイやセミナー等の実施経費などについて、今後とも、カウンターパート機関において確保されることを注視する必要がある旨指摘されている。

今回実施する終了時評価調査は、2015年3月のプロジェクト終了を控え、C/P機関と合同で本プロジェクト活動の実績、目標達成度、成果を評価し、今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめるとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備（2014年7月上旬～7月中旬）

- ① 既存の文献・報告書等（プロジェクト活動報告書、専門家業務完了報告書、国内支援委員会会合（民法共同研究会会合、裁判実務研究会会合）、現地セミナーヒアリング内容、中間レビュー報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを整理・分析する。
- ② 国内支援委員会（民法共同研究会、裁判実務研究会）の委員から、テレビ会議や本邦研修、現地セミナーを通じたベトナム側の協力開始時と比較して発現している変化やキャパシティの向上、今後の協力の方向性につき、監督職員とも協議の上、聞き取り調査を行う（委員の構成は大学教授、元裁判官、弁護士、法務省教官等。関東・関西在住）。

- ③ 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ④ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(和文・英文)を作成する。
- ⑤ 調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。
- ⑥ 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- ⑦ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣(2014年7月中旬～8月上旬)

- ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、JICA 事務所及びプロジェクト経由で事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、面談記録作成を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2014年8月上旬～8月中旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年7月20日（日）～2014年8月2日（土）を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。（先行調査には職員および国際協力専門員が同行する可能性もあります。）

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括／法整備支援（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 法・司法制度（法務省）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

日本語⇄ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

(<http://libopac.jica.go.jp/>)

- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト 事前評価調査・実施協議報告書」(2007年4月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト 中間レビュー調査報告書」(2009年7月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト 終了時評価調査報告書」(2010年8月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書」(2011年2月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2 中間レビュー調査報告書」(2013年11月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2：ベトナム六法」(2013年3月)

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上